

平成29年度エゾシカワな捕獲技術等向上事業委託業務 企画提案説明書

1 業務概要

(1) 委託事業名

平成29年度エゾシカワな捕獲技術等向上事業委託業務

(2) 業務内容

内容の詳細は、別紙「平成29年度エゾシカワな捕獲技術等向上事業委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成30年3月23日（金）まで

(4) 発注者

北海道

2 企画提案に参加する者（以下「企画提案参加者」という。）に必要な資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体を含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 業務を遂行するうえで、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。（10点）

イ 事業実施のスケジュール及び経費積算は適切かつ妥当であるか。（5点）

(2) 企画提案の内容

ア 従来行ってきたエゾシカ捕獲用囲いわなの改良等

- (ア) 囲いわな設置方法の選定や囲いわなの構造改良について、エゾシカの効率的な捕獲や設置費用の軽減が期待されるものであるか。(10点)
- (イ) エゾシカ生息地から囲いわなへの誘引方法(手段及び期間等)は適切なものであるか。(10点)
- (ウ) 捕獲したエゾシカを活用するための方策が考慮されているか。(5点)

イ エゾシカ捕獲用囲いわなの新規設置等

- (ア) 囲いわな設置方法の選定や、新設する囲いわなについて、エゾシカの効率的な捕獲が期待されるものであるか。(10点)
- (イ) エゾシカ生息地から囲いわなへの誘引方法(手段及び期間等)は適切なものであるか。(10点)
- (ウ) 捕獲したエゾシカを活用するための方策が考慮されているか。(5点)

ウ 報告書の内容、作成に関する考え方は適切か。(5点)

エ 事業全体に対する創意工夫等

- (ア) 事業目的を理解し、事業目的に沿った創意工夫や先見性等が見られるか。(10点)
- (イ) 他地域や他事業者において実施される囲いわなの参考となるよう、設置方法の選定や、囲いわなの構造設計、ストックヤードの設置箇所の選定理由等が合理的なアイデアに基づき行われているか。(20点)

4 手続等

事業の委託にあたり、企画提案の参加希望者から事前に参加表明書を徴取して参加資格の要件を審査し、当該要件を有する希望者に企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部局(提出・問い合わせ先)

北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課(担当:福田)
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-204-5988(直通)

(2) 参加表明書

- ・提出期限 平成29年9月15日(金)午後5時必着
- ・提出場所 4(1)の担当部局に同じ
- ・提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便によること。)

(3) 企画提案書

- ・提出期限 平成29年9月25日(月)午後5時必着
- ・提出場所 4(1)の担当部局に同じ
- ・提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便によること。)

5 企画提案書の作成上の留意事項

内容の詳細は、別紙「平成29年度エゾシカわな捕獲技術等向上事業委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

6 公募型プロポーザル審査会での受託者の決定方法

当該審査会において、企画提案書を提案した者(以下「企画提案者」という)から企画内容、考え方の説明(ヒアリング)を受け、3の企画提案の審査基準に従って審査委員が審査を行い、審査票での順位点を基本に、得点バランス等を総合的に審議し、1者を選定するものとする。

なお、企画提案者が5者を超えた場合は、企画提案書の書面審査による予備審査会を開催することとし、予め上位5者を選出し、ヒアリングを行うものとする。

7 委託契約の方法及び根拠

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

ア 本事業は、囲いわなによる捕獲実績が少ない地域を対象として、設置場所選定や囲いわなの構造設計、効果的な誘引を実施することによる、捕獲技術の向上及びエゾシカ捕獲数の増加を図るため、実施にあたってはエゾシカの捕獲に用いる囲いわなの構造及び誘引の手法、さらには、捕獲個体の有効活用に関する豊富な知識と経験を有するとともに、市町村及び食肉処理事業者等の関係者と連携・連絡体制を構築する必要があることから、あらかじめ業務の最適な処理方法や成果の水準を設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難である。

イ 事業者の選考にあたっては、事業遂行能力や実施内容等についての適格性を判断する必要がある。

以上のとおり、本事業はプロポーザル方式によることができる契約の要件のいずれにも該当することから、予算上限額を提示した上で、豊富な経験と高度な専門知識を有した民間事業者の企画力やアイデアを最大限に活かした企画提案を求め、見積金額の多寡のみによって委託先を決定するのではなく、その中からよりすぐれた企画提案を選定することが最適と判断されるため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定するものである。

(3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの）及び北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1(2)（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

8 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した者に対して別途作成・提示する。

9 契約に関する基本事項

委託契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

公募型プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、北海道財務規則第171条の規定に該当する場合は免除する。

(4) 前払金

受託者は、基本料金の10分の3に相当する額の範囲内で委託料の前払いの請求をすることができる。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 部分払

部分払はしない。

(7) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(8) 成果物及び構成素材に関する知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者の資格を有していない者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) 企画提案書に関するヒアリング

公募型プロポーザル審査会において、ヒアリングを実施する（ヒアリングの日時、場所は別途通知する。）。

(5) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は、無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は、当該提案書を提出した者の了解なく企画提案書の選定以外の目的には使用しないものとする。

エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する場合がある。

オ 提出期限以降において、参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しないものとする。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

キ 企画提案参加者として選定されたものを公表できるものとする。

ク 公正性、透明性、客観性を確保するため、提出された企画提案書を開示する場合がある。

ケ 企画提案参加者は、企画提案書作成のために北海道から受領した関連資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできない。

コ 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定する。